なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　適用する期間

平成21年３月28日から平成24年３月31日までとする。

④　通勤割引

イ　割引をする自動車

午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ただし、上記の自動車が本割引（２会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を１回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、高速自動車国道第一東海自動車道を含む場合についての本割引の適用回数は１回とする。

ロ　割引率

割引率は50パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　適用する期間

平成21年３月28日から平成24年３月31日までとする。

⑤　平日夜間割引

イ　割引をする自動車

平日の午前４時から午前６時までの間又は平日の午後８時から翌午前０時までの間に通行するＥＴＣ車。

ロ　割引率

割引率は30パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　適用する期間

平成21年３月30日から平成24年３月31日までとする。

⑥　平日昼間割引

イ　割引をする自動車

平日の午前６時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引率

割引率は30パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　適用する期間

平成21年７月８日から平成24年３月31日までとする。

⑦　休日昼間割引

イ　割引をする自動車

休日の午前９時から午後５時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車のうち、普通車。

ただし、上記の自動車が本割引（２会社が適用する休日昼間割引を含む。）の適用を２回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前９時から午後５時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、高速自動車国道第一東海自動車道を含む場合についての本割引の適用回数は１回とする。

ロ　割引率

割引率は50パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　適用する期間

平成21年３月28日から平成24年３月31日までとする。

⑧　休日特別割引

イ　割引をする自動車

休日（１月２日及び３日を含む。）及び前日かつ翌日が前記の休日となる日に通行するＥＴＣ車のうち、普通車。

ロ　割引率

割引率は50パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　適用する期間

平成21年３月28日から平成24年３月31日までとする。

⑨　障害者割引

イ　割引をする自動車

手帳に、以下の㈠又は㈡の要件を満たすものとして、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車。

㈠　手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

㈡　重度障害者が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

ロ　割引率

割引率は50パーセント以下とする。

⑩　休日バス割引

イ　割引をする自動車

休日に通行する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条第１項に規定する許可を受けて、同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第４条第１項に規定する許可を受けて同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第４条第１項及び同法第21条第２号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を３会社のいずれかと締結した利用者の自動車（３会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための３会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。）。

ロ　割引率

割引率は30パーセントとする。